

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年10月10日（平成30年（行情）諮問第447号）

答申日：平成31年1月15日（平成30年度（行情）答申第382号）

事件名：特定法人の特定事業年度に係る法人税申告書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定法人Aの平成20年1月1日から平成20年1月31日までの間に終了した事業年度に係る法人税申告書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月10日付け特定記号第74号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び審査請求書の補正書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、審査請求書に添付された資料の内容は省略する。）。

この開示請求は本人の給与の水増しに関わる書面であるため

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、特定法人A、特定法人B及び特定法人Cの平成20年及び平成21年を事業年度に含む法人税申告書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年4月10日付け特定記号第74号により、本件請求文書のうち、本件対象文書を公にすることにより、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、本件対象文書の全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、平成30年7月30日付けの「審査請求書の補正書」において、審査請求の趣旨を「この開示請求は本人の給与の水増しにかかわる書面である為」としているが、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めている審査請求として、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書について

本件対象文書には、特定法人Aの所得の金額、法人税の額及び当該法人の課税所得計算に係る詳細が記載されていることが認められる。

本件対象文書の内容は、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、これらの情報は、当該法人の財務状況、経営状況及び税務に関する方針といった経営の機微にわたる情報を具体的かつ詳細に示すものである。

## 3 不開示情報該当性について

### (1) 法5条2号イ該当性について

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書に記載された情報は上記2のとおりであり、当該情報を公にした場合には、特定法人の財務状況等が明らかになることにより、当該法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

### (2) 法5条6号柱書き及びイ該当性について

法5条6号柱書き及びイは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務に関する情報であって、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書に記載された情報は上記2のとおりであり、当該情報を公にした場合、下記のおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は税務行政の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、法5条6号柱書き及びイを不開示理由として追加する。

ア 本件対象文書に記載された情報は上記2のとおりであり、当該情報は、法人又は法人の役員にとって公にされたくない情報であると認められる。

こうしたことから、仮に法人の申告書を公にすることとした場合には、申告書が開示されることを避けるために、申告書を提出しないことなどのおそれがあると認められる。

これらのことは、納税者が自主的に適正な申告を行うという申告納税制度の趣旨に反するものであると同時に、納税者が適正な申告を行わなくなる事態が生ずれば、調査事務等において、国税当局が法

人の内部関係や財務状況を把握することが困難となり、ひいては、法人の正確な税額の計算が困難になるおそれがあるものと認められる。

イ 申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者やその取引先などの関係者（以下「納税者等」という。）の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た納税者等の秘密を漏らすこととなれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等が税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を来すことになりかねない。

本件対象文書に記載された情報は上記2のとおりであり、当該情報を公にした場合、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力を得られない事態を招くおそれがあるものと認められる。

なお、本件審査請求書に添付された本件開示請求に係る特定法人Aの「閉鎖事項全部証明書」には、当該法人が既に清算終了している旨の記載があるが、本件対象文書を公にした場合には、当該法人の経営に関与していた役員等が当該法人をどのように経営していたのかといった当該役員等の経営能力を示す情報など、当該法人の役員等にとって公にされたくない情報を明らかにするものと認められ、上記（1）及び（2）のおそれがあることから、特定法人が清算終了している場合であっても、上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、その全部を不開示とした原処分は妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成31年1月10日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書のうち、本件対象文書について特定の上、これに記載された情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するとして、その

全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分に対し、上記第2の2のとおり主張し、これは、要するに原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は不開示理由に法5条6号柱書き及びイを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書には、特定法人Aの所得の金額、法人税の額、取引先の名称及び取引金額等、特定法人Aの課税所得計算に係る詳細が記載されていると認められる。これらは、一体として課税所得に係る詳細な計算過程及びその根拠を明らかにするものであり、特定法人Aの財務状況、経営状況、税務に関する方針及び納税額等を具体的かつ詳細に示すものであると認められる。

(2) 審査請求書に添付された閉鎖事項全部証明書の写しによれば、特定法人Aは平成20年6月1日に清算終了し、同月10日にその旨登記されていることが認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定法人Aの清算状況等について確認したところ、諮問庁は、特定法人Aの清算終了及びその登記の状況は上記閉鎖事項全部証明書の写しに記載されたとおりである旨説明する。

(3) 上記(2)のとおり特定法人Aは既に清算終了し、その登記がされているが、法人が稼働中である場合はもちろんのこと、清算終了した場合であっても、当該法人の経営に関与した者がその後、他の法人の経営に関与し、あるいは個人事業を営む可能性が十分にあることを考慮すれば、取引先や取引内容等の詳細が記載された法人税申告書の内容は、当該法人の経営に関与した者にとっては公にされたくない情報である。そして、法人税申告書を公にすることとした場合には、多くの法人は適正な申告を行うと思われるものの、無申告事例や過少申告事例がみられることなど、税法が規定する義務が必ずしも履行されているとは限らない現実に鑑みれば、法人税申告書が開示されることを避けるために、当該申告書を提出しないなどする法人が現れるおそれがあるとする上記第3の3の諮問庁の説明は、否定し難い。

(4) 我が国においては、申告納税制度が採用されているところであり、国税庁がそのウェブサイトにおいて明らかにしているところによると、同庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することをその使命とし、そのため、租税の意義・役割や税法の知識等について広報活動や租税教育等の納税者サービスの充実を図るとともに、適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努め、申告が適正でない

と認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正することとしている。

このような国税庁の使命に鑑みると、法人から提出される法人税申告書は、国税当局において当該法人の納税義務が適正に果たされているかどうかを確認するための重要な手掛かりとなるものであると認められる。

そして、上記（３）のとおり法人税申告書を公にすることとした場合には、法人税申告書が開示されることを避けるために、当該申告書を提出しないなど適正な申告を行わない法人が現れるおそれがあることは否定し難く、このような事態が生ずれば、法人税申告書が上記のとおり適正・公平な課税を実現するため国税当局にとって重要な資料であることからすれば、調査事務等において、国税当局が法人の内部関係や財務状況を把握することが困難となり、ひいては、正確な税額の計算が困難になるなど、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件対象文書の記載内容は全体として法５条６号柱書きに該当するものと認められる。

（５）したがって、本件対象文書については、法５条６号柱書きの不開示情報に該当するため、同条２号イ及び６号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法５条２号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条２号イ並びに６号柱書き及びイに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同号柱書きに該当すると認められるので、同条２号イ及び６号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子